



定例研究会報告要旨

第 1973 回定例研究会報告要旨（1 月 11 日）

英国における単一支払制度導入と 規制インパクト評価

吉井 邦恒
久保香代子

イングランドにおける単一支払制度の導入に関する規制インパクト評価（RIA）を題材として、わが国の農業分野への RIA の適用について検討するとともに、新しい食料・農業・農村基本計画における経営安定対策の施策の具体化に当たっての RIA の活用可能性についても検討を行った。

1. 諸外国および国内の RIA の実施状況

欧米では、一部で先行事例がみられるものの、主に 90 年代半ば以降、規制制定過程に RIA が導入されており、規制制定の「事前分析ツール」、「合意形成ツール」として活用されてきている。費用・便益の定量的な分析を多く行っているが、定量化が困難なものについては、定性的分析が行われるなど、実務的な分析が志向されている。日本においては、平成 16 年度から RIA を試行的に実施することが閣議決定されたことを受け、16 年 12 月現在、3 省が HP 上で分析結果を公表しているほか、8 府省が政策評価基本計画等で実施を明記している。

2. 単一支払制度に関する RIA

イングランドにおける単一支払いに関する RIA では、受給方式に関し 5 つの代替案が示されている。2003 年 CAP 改革により単一支払いの導入が決定されているため、「何も行わない（現状維持）」という選択肢は今回の分析では設定されていない。各代替案について、

経営類型ごとの分析も含めた農業経営に対する影響や政府の実施費用への影響に関しては定量的な分析が、社会的影響、環境の影響に関しては定性的な分析が行われている。この結果（RIA に先だって大臣から言及されていたとおり）、RIA の分析によっても、flat rate による単一支払いへ段階的に移行する方式が支持されることになった。

3. クロスコンプライアンスに関する RIA

イングランドで行われたクロスコンプライアンスに関する RIA では、新たな基準が設置される「良好な農業・環境上の条件」（GAEC）のみを分析対象としている。単一支払いの RIA と同様、「何もしない（現状維持）」という設定はなされず、代わりに提案された各要件に関する分析が行われている。行政や農家の費用については定量的に示されているが、便益については定性的な記述にとどまっている。

4. RIA の活用について

現在検討が進められている経営安定対策を RIA の枠組みを用いて分析を行うとすれば、現状（対策がない状況）をベースラインとし、複数の代替案を比較することになる。その場合、便益としては対象経営の便益や非対象農家の負の便益、地価への影響などが、費用としては担い手の特定等の実施コスト、政府の監視費用、農家の遵守費用などが考えられ、これらを用いて代替案を比較し、評価することになる。

また、RIA は諸外国では、安全、健康等に関し規制強化をする際に適用されている事例が多い。わが国でも食の安全・安心への関心が高まっているが、諸外国のように RIA を政策立案過程で合理的に活用できるだろうか。実際に活用するためには、政策立案の初期段階で複数の選択肢を提示することができるか、分析に利用可能なデータが整備されているか、分析結果を示しつつ関係者との協議を行うこと等に対して行政部局が理解を示すかなど、越えるべきハードルも多いと思われる。